第明治三十五種郵便物認可
平成22年9月15日　水曜日　官報　（号外第196号）　（2分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　一

〔府令・省令〕

○銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務三）　二

〔告　示〕

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五三～一五七六）　三

〔人事異動〕

経済産業省　一七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一九

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録関係　二五

地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、公示送達関係　二六

会社その他
会社決算公告　二七

府　令

○内閣府令第四十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び関係法律の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月十五日　内閣総理大臣　菅　直人

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中

財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

を

財務上	

の特約（その他の条項）

に、

保証の内容
取得格付

を

保証の内容	

に改め、同様式記載上の注意(1)d中「又は売出しについて」を「について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより」に、「金融商品取引法第13条の４第５項」を「法第31条の４第３項」に改め、「親法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「金融商品取引法第31条の４第６項」を「同条第４項」に改め、「子法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」を「金商業等府令」に改め、「主幹事会社をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「並びに当該株券の引受けに係る」を「、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する」に、「発行価格の決定に当たり」を「当該発行価格の決定に当たり」に改め、同記載上の注意(3)１を次のように改める。

１　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。